

地域医療確保事業

1 事業概要

東日本大震災後の地域医療の再生のため、医療従事者の確保をはじめ、効率的、効果的な医療提供体制の整備が必要とされている。

加えて、原子力災害に伴い必要な対策を講じていく必要があることから、体制が整い軌道にのるまでの間、医療の質と医療提供体制を維持するため特例措置を適用し、医師等確保が困難な病院等の運営を支援する。

【事業実施主】

福島県

【事業対象者】

- ・当該復興推進計画区域内の病院のうち、東日本大震災の影響により、配置すべき医療従事者の員数が不足してしまう病院

2 特例措置の内容

(1) 医療従事者の計算に係る特例措置

病院の医療従事者数は、前年度の1年間の入院患者、外来患者等の数の平均値を基準に算出する取扱いとなっているが、規制緩和により、直近の3ヶ月の平均値を基準に算定できる。

(2) 医師配置標準に係る特例措置

医師の配置基準を下回ることにより、入院基本料や特例入院料等に係る診療報酬が減額される場合があるが、規制緩和により、医師配置標準を通常90%相当に緩和することができる。

3 特例措置を受けようとする場合の手続き

(1) 医療従事者の計算に係る特例措置

ア 要件

医療従事者の計算に係る特例措置については、東日本大震災の影響により入院患者の数が変動したことに伴い、配置すべき医療従事者の員数が現在の入院患者、外来患者及び取扱い処方箋の数に比して多く計算されてしまうことを要件に適用する。

イ 申請等

不要

ウ 適用期間

認定日から令和8年3月31日までとする。

エ その他留意事項

入院患者数等根拠資料等を整理保管しておくこと。(東日本大震災等の影響により入院患者の数等が変動し、3カ月の平均値使用の特例措置を適用している旨説明できるようにしておくこと。)

医療法第25条に基づく立入検査等において確認する。医療従事者の計算に係る特例措置については、東日本大震災の影響により入院患者の数が増加したことに伴い、配置すべき医療従事者の員数が現在の入院患者、外来患者及び取扱い処方箋の数に比して多く計算されてしまうことを要件に適用する。

(2) 医師配置標準に係る特例措置

ア 申請等

医師配置標準に係る特例措置の適用を受けようとする者は、医療法第7条第2項の規定に基づく病院開設許可事項変更許可申請(様式第5号)に併せ、次に掲げる事項を記載した別紙「医師確保等に係る計画書」を添付して、病院の所在地を管轄する保健所に提出すること。

イ 別紙「医師確保等に係る計画書」記載内容

- ① 特例措置を受けようとする病院の名称及び所在地
- ② 医師の充足状況(直近3ヶ月の医師の充足率、医師の配置標準数を満たすことができなくなった原因)
- ③ 病院が当該地域において果たしている役割(他の病院又は診療所との救急時における連携に関する取組、患者の診療情報の共有化に関する取組その他医療従事者に対する負担軽減の取組等、今後の実施計画)
- ④ 必要な医師を確保するための取組み(これまでの取組み状況、今後の実施計画)

ウ 特例措置の適用

県は、申請内容を審査し、医師配置標準に係る特例措置の適用要件を満たしていると認めた場合、適用を認める。

エ 適用期間

認定日から令和8年3月31日までとする。